

地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業業務委託 仕様書

1 業務目的

地域の医療提供体制の課題は地域毎に異なるため、地域全体の理解を得ながら最適な医療提供体制を構築するためには、地域の現場感覚に即したデータ分析が求められる。

この事業は、地域医療構想を含む保健医療計画等の推進に当たって、千葉県における各地域の実情に応じたデータ分析を企画、立案できるデータ分析体制を構築し、地域医療の現状や今後の見込み等について分析することで、最適な地域医療提供体制の構築等に資することを目的とする。

なお、本業務は国において実施する「地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業」に本県が採択された場合に実施する国庫補助事業である。

2 業務内容

受託者（以下、「乙」という。）は、次の業務について、適宜発注者である千葉県（以下、「甲」という。）と協議の上、適切に実施すること。

なお、乙は本事業を自己の責任において行うこととし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害を除き、自らが被った損害について甲に対して賠償を請求しないこと。また、乙は事故等の対応において事業継続が困難な場合、または困難が見込まれる場合は、甲と協議の上対応すること。

(1) データ分析チームの構築

- レセプト情報等データベース（NDB）、DPCデータ、国保・後期高齢者データベース等のレセプト関連情報を活用したデータ分析（自施設のみデータ分析は除く）を行った経験がある大学や公的研究機関等に所属する研究者が所属する大学等の研究機関にデータ分析の協力を得て、データ分析チームを構築すること。
 - 当該データ分析チームにおいて、取り扱うデータに応じた十分なセキュリティの担保措置を確保すること。
- ※ データ分析チームは3名以上の者で構成し、1名はレセプト関連情報を活用したデータ分析（自施設のみデータ分析は除く）を行った経験があり、当該データ分析に基づき発表された地域医療に関する論文が査読のある学術雑誌に掲載された実績がある大学や公的研究機関等に所属する研究者又はそれに準ずる者（以下「研究者等」という。）であることが望ましい。研究者等以外のデータ分析チームの構成員について、データ分析を行った経験があることが望ましい。
- ※ 原則、研究者等は本県に所在する大学や公的研究機関等に所属する者であることが望ましい。

※ 本県以外に所在する大学や公的研究機関等に所属する研究者等が所属する大学等の研究機関をデータ分析チームの構成員に含めて差し支えない。また、データ分析チームを担う研究機関は、複数の都道府県のデータ分析チームを兼務しても差し支えない。

※ 大学等の研究機関がデータ分析作業にあたり、当該研究機関以外の者に一部業務を再委託することは差し支えない。

(2) データ分析項目の検討体制の整備

- データ分析チームが分析する項目の決定にあたっては、以下の者を参考に、本県に設置・所在する者で構成するデータ分析項目の検討体制を整備すること。なお、既存の会議体で検討することでも差し支えない。

ア 診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者

イ 地域医療構想アドバイザー

ウ 医療審議会医療対策部会の構成員、または地域医療支援センターのキャリアコーディネーター等の医師確保計画における医師確保の取組に携わる大学の医師

- データ分析項目の検討にあたっては、甲及び乙が整備する上記の検討体制における協議を踏まえ、地域の実情に応じて設定することとするが、具体的には以下の事項等が検討項目として想定される。なお、甲から特に具体的な課題等を特定して分析の指示があった場合には、随時、これを優先して対応すること。

ア 本事業で「見える化」する必要がある現在の地域課題に関する分析^{※1}

甲からの指示に基づき、当該保健医療圏が抱えている課題等について、現状及びその解決に有用となるデータを分析する。

(例) 当該圏域における医療機関の再編や移転、基幹的な医療機関と周辺医療機関との役割分担の見直しに係る影響分析

イ データ分析に基づく医療提供体制の評価

(ア) 市町村別、保健所区域別、保健医療圏別及び全県の、世帯・人口及び医療・介護提供体制等の状況

(例) 世帯・人口の状況、医療・介護資源の状況（施設数、従事者数、病床数等）、医療・介護の実施状況（機能別病床利用率、平均在院日数、入院診療単価等）

(イ) 地域ごと（市町村別、保健所区域別、保健医療圏別及び全県）の5疾病^{※2}・5事業^{※3}及び在宅医療の患者の状況^{※4}

(例) 患者数、疾病・事業ごとの受診医療機関及びその所在地（患者流出入の状況、需給動向）

- (ウ) 医療機関ごと^{※5}の5疾病・5事業及び在宅医療の状況^{※4}
 - (例) 患者数(住所地)、治療件数、手術件数、重症や救急患者への対応、高度医療、リハビリテーション、人員配置、設備構造、医療機器台数、医療機関間連携等
 - (エ) 医療機関相互^{※5}の連携の状況
 - (例) 患者の紹介・逆紹介、診療情報提供の状況等
 - (オ) 疾病・事業ごとの最も近い対応医療機関^{※5}までのアクセス時間(メッシュ図を想定)
 - (カ) 『疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について』(厚生労働省・令和5年3月31日、同6月29日改正)別表1から12に記載されている各疾病・事業の医療体制構築に係る現状把握のための指標例の、市町村別・保健所区域別・保健医療圏別の状況
- ウ 医療審議会や地域医療構想調整会議等での意見を踏まえたデータ分析項目の見直し及び見直し後の項目による分析
- エ 上記ア～ウを踏まえた、地域における医療機関の役割分担と連携の促進等に資する地域ごとの具体的な検討課題の把握
- オ 全体、5疾病^{※2}・5事業^{※3}及び在宅医療ごと^{※4}の医療需給(患者数や病床数等)の見込みの推計
- (例) 2040年に向けた5疾病・5事業及び在宅医療ごとの医療需要の推計
- カ その他、保健医療計画に基づく各医療圏の病床整備(病床数・病床機能・施設規模等)の検討に資するデータなど、甲から特に具体的な課題等を特定して指示を行った事項の分析^{※1}
- ※1 指示を行った時点から1月以内にデータを分析し、提供することを目安とし、甲乙が協議して期限等を定める。
 - ※2 がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患(認知症を含む)
 - ※3 救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む)
 - ※4 本事業の目的を踏まえ、5疾病・5事業及び在宅医療(大分類)について、必要に応じて詳細な分類(例:中・小分類)を設定すること
 - ※5 本業務の目的を踏まえ、分析対象とする医療機関を設定できる

(3) データ分析の実施

データ分析は、(2)により設定されたデータ分析項目に基づき、適宜

甲と打ち合わせ等を行い、下記を例とした方法にて行うこと。

また、本県の各保健医療圏における地域医療構想調整会議に、年1回以上、データを分析した資料を提示し、協議すること。このほか、甲が主催する医療審議会等各種会議体に出席し、データ分析の結果や進捗等について考察及び解説を実施すること。なお、これらにおいては、単純な分析結果のみではなく、関係団体や医療機関から課題等を把握するなど、会議における議論が活発になるよう留意すること。

- ・ 保健医療圏内のDPC病院及びデータ提出加算を算定している病院のDPCデータ等のレセプト関連情報や運営情報等について、各医療機関から承諾を得たデータを活用した分析を行う。
- ・ レセプト情報、介護情報、その他統計情報等を保有する審査支払機関等からのデータの提供に係る承諾を得たデータを活用した分析を行う。
- ・ その他、公表されているオープンデータや利用可能なデータを活用した分析や将来推計等を行う。

(4) 都道府県間の情報共有・連携

(2)により乙が構築するデータ分析チームは、厚生労働省が開催する会議等に参加し、都道府県間で取組状況について情報共有するとともに、本事業にかかるデータ分析体制、データ分析内容の改善点等について協議する。

(5) (1)～(4)の他、地域医療提供体制の構築等に資するデータ分析体制構築、データ分析の実施に資する事業を実施する。

3 実施要件

- ・ 本県の各保健医療圏における地域医療構想調整会議に、甲の指示に応じ、年1回以上、データを分析した資料を提示し、協議すること。このほか、甲の指示に応じ、甲が主催する医療審議会等各種会議体に出席し、データ分析の結果や進捗等について考察及び解説を実施すること。なお、これらにおいては、単純な分析結果のみではなく、必要に応じて、関係団体や医療機関から課題等を把握するなど、会議における議論が活発になるよう留意すること。
- ・ レセプト関連情報を活用したデータ分析（自施設のみデータ分析は除く）を行った経験がある大学や公的研究機関等に所属する研究者が所属する大学等の研究機関にデータ分析の協力を得て、データ分析チームを構築すること。
- ・ 本県に設置・所在する診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者

を含むデータ分析項目の検討体制を整備すること。

- ・ 厚生労働省が開催する会議等に参加し、都道府県間で取組状況について情報共有するとともに、本事業に係るデータ分析体制、データ分析内容の改善点等について協議すること。
- ・ 分析を行ったデータについては、甲の指示に応じて甲と共有すること。また、分析後の表・グラフ等については、可能な限り甲が容易に加工できる形式で提供すること。

4 事業の期間

甲と当該業務の委託契約を締結した日から令和7年3月31日まで。

乙は、甲が上記の期間中に別途設定する期限までに、成果物（分析結果）を提出し、その内容について甲に報告する場を設けること。

また、乙は甲に、データを分析した資料を提示し、進捗状況について、10月頃を目安に中間報告すること。

5 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の履行による成果物の所有権は、全て甲に帰属するものとする。
- (2) 成果物が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、乙は、当該著作物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、甲に無償で譲渡するものとする。ただし、素材となる写真等の著作権について個別に協議し、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
なお、成果品の活用ができるよう、乙は、権利関係の処理を済ませた上で成果物を納品すること。それらに関する紛争が生じた場合は、乙の責任において対応し、甲は責任を負わない。
- (3) 上記（2）ただし書の承諾を得て、乙が成果物を二次利用する場合は、二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、乙の負担において行うものとする。
- (4) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができない。

- (5) 本事業の成果について、乙が、予め甲の了解を得た上で学会及び論文等において発表及び利用することは妨げない。

6 経費

本業務の実施に要する全ての経費は、委託料に含むものとする。

7 その他事項

(1) 業務の実施

ア 乙は委託業務の実施に当たっては、甲と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。協議又は打合せは、甲又は乙の求めに応じ実施するものとし、場所については、甲の指示に従うものとする。また、その結果概要は3営業日以内に甲へ提出すること。

イ 乙は、本業務を実施するに当たり、事故や運営上の問題等が発生した場合には、責任をもって対応し解決を図るとともに、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

ウ 委託料については、事業実績等により減額精算することがある。

エ 情報セキュリティ管理について、受託者は、「千葉県情報セキュリティ基本方針」、「千葉県情報セキュリティ対策基準」等関係する各規程に従うものとする。

オ 受託者及び受託者であった者並びに本業務に関わる者及び本業務に関わった者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は、自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。

(2) 再委託について

乙は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について、予め甲の承諾を得たときはこの限りでないが、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

(3) 個人情報の保護

乙は、本業務で取り扱うこととなる個人情報を管理するに当たっては、千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号)第12条第1項の規定による千葉県個人情報取扱事務委託基準(平成5年9月21日制定)に従い、個人情報取扱特記事項に定める措置を講じるなど、適正な措置を実施するものとする。

(4) **仕様変更**

乙はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め甲と協議の上、承認を得ること。

(5) **記載外事項**

乙は、本仕様書に記載されていない事項については、甲の指示に従うこと。

(6) **その他**

本仕様書に記載内容の疑義が生じた場合には、甲と協議すること。